

受理年月日	平成 28 年 6 月 16 日	付託年月日	平成 28 年 6 月 17 日	所管委員会	第 5 委員会
番 号	28 年 請 願 第 10 号				
件 名	生活保護受給世帯への下水道使用料減免制度廃止の撤回について				
請 願 者	博多区千代五丁目 18-1 福岡市社会保障推進協議会 会長 佐藤 莞治 外 1,300 人 1,665 人 (28.8.16)				
紹介議員	ひえじま、倉元、堀内、熊谷、綿貫、中山、星野、荒木、森(あ)				
分割付託	なし				
要 旨	<p>本市は、ことし1月の初めに、突然、生活保護を受給している世帯に、下水道使用料減免の廃止のお知らせを送付してきました。</p> <p>生活保護受給世帯への下水道使用料減免制度は、福岡市下水道条例第 29 条「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び占用料を減免することができる」に基づき、昭和 31 年度から 60 年間実施されてきたものです。今回の下水道使用料減免制度の廃止によって、本市は1世帯当たり年間 1 万 5,600 円の負担増となり、約 2 万 3,000 世帯に影響すると試算されています。</p> <p>生活保護はこの間、70 歳以上の高齢加算が 2004 年から 3 年間で段階的に廃止され、生活扶助の 20% (約 1 万 8,000 円) の減額が行われ、さらに 2013 年 8 月から 2015 年にかけて生活扶助基準そのものが最大 10% 減額されるなど、引き下げが連続しています。このことにより食事を 1 日 2 回にしている、水道代がかかるので、お風呂は週に二、三回しか入れない、香典代がないため葬式にも行けない、孫の結婚式のお金を工面できないなど、厳しい生活を強いられている生活保護世帯からの声は切実です。</p> <p>そもそも憲法第 25 条に基づく生活保護法は、第 2 条で「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」ことを規定し、第 3 条で「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と定めています。しかしながら、国は、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする、憲法第 25 条第 2 項と生活保護法を無視し、生活保護基準を引き下げ続けています。</p> <p>生活保護基準は、生活保護制度を利用する、しないにかかわらず国民の最低限度の基準として大切な役割を果たしています。既に本市は、小中学校の給食費や学用品代など、学校での学習に必要な費用の援助を行う就学援助制度の認定基準を生活保護基準の引き下げを理由に大きく引き下げました。</p> <p>国民と市民の貧困と格差が広がっている今、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の基準を市民の暮らしの実態も把握せず、引き下げ続けることは決して許されません。</p> <p>直ちに生活保護世帯への下水道使用料減免制度の廃止を撤回することを要請し、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 生活保護世帯への下水道使用料減免制度の廃止を撤回すること。</p>				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会 平成 年 月 日		
年 月 日	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日				

平成28年6月16日

福岡市議会議長

おばた久弥 様

請願者 〒812-0044

福岡市博多区千代5-18-1

福岡市社会保障推進協議会

会長 佐藤 莞治



他. 1,300筆



< 請願の趣旨 >

福岡市は、今年 1 月の初めに、突然、生活保護を受給している世帯に、「下水道使用料減免の廃止のお知らせ」を送付してきました。

生活保護受給世帯への下水道使用料減免制度は、福岡市下水道条例、第 29 条「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び占用料を減免することができる」に基づき、昭和 31 年度から 60 年間実施されてきたものです。今回の下水道使用料減免制度の廃止によって、福岡市は 1 世帯あたり年間 15,600 円の負担増となり、約 23,000 世帯に影響すると試算されています。

生活保護はこの間、70 歳以上の高齢加算が 2004 年から 3 年間で段階的に廃止され、生活扶助の 20% (約 1 万 8 千円) の減額が行われ、さらに 2013 年 8 月から 2015 年にかけて生活扶助基準そのものが最大 10% 減額されるなど、引き下げが連続しています。このことにより「食事を 1 日 2 回にしている」「水道代がかかるので、お風呂は週に 2~3 回しか入れない」「香典代がないため葬式にも行けない」「孫の結婚式のお金を工面できない」など、厳しい生活を強いられている生活保護世帯からの声は切実です。

そもそも憲法 25 条に基づく生活保護法は、第 2 条で「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」ことを規定し、第 3 条で「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と定めています。しかしながら、国は、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする、憲法 25 条 2 項と生活保護法を無視し、生活保護基準を引き下げ続けています。

生活保護基準は、生活保護制度を利用する・しないにかかわらず国民の最低限度の基準として大切な役割を果たしています。すでに福岡市は、小中学校の給食費や学用品代など、学校での学習に必要な費用の援助を行う就学援助制度の認定基準を生活保護基準の引き下げを理由に大きく引き下げました。

国民と市民の貧困と格差が広がっているいま、「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の基準」を市民の暮らしの実態も把握せず、引き下げ続けることは決して許されません。

直ちに生活保護世帯への下水道使用料減免制度の廃止は撤回されることを要請します。

< 請願事項 >

- 一、生活保護世帯への下水道使用料減免制度の廃止を撤回すること。